

する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について
(平成12年3月30日付け老企第52号厚生省老人保健
福祉局長企画課長通知)の規定によるものに限られている
ことに留意すること。

(3) 食費、管理費等

ア・イ (略)

ウ 家賃相当額や介護費用以外の名目で一時金を徴収する場
合の返還金の取扱いについては、(1)ウによること。

10. 契約内容等

(1) 契約締結に関する手続等

ア 契約に際して、契約手続、利用料等の支払方法などに
ついて事前に十分説明すること。特定施設入居者生活介護事
業者の指定を受けたホームにあつては、入居契約時には特
定施設入居者生活介護の提供に関する契約を締結しない場
合であっても、入居契約時に、当該契約の内容について十
分説明すること。

イ・ウ (略)

(2) (略)

(3) 重要事項の説明等

ア (略)

イ 重要事項説明書は、老人福祉法第29条第4項の規定に
より、入居相談があつたときに交付するほか、求めに応じ
交付すること。特に入居希望者に対しては、設置者の概要
、有料老人ホームの種類及び指定居宅サービスの種類(当
該有料老人ホームの設置主体が介護保険法第70条等
の規定により指定された居宅サービス等の種類(指定居宅介護
支援等を含む。)。以下同じ。)、契約内容を十分理解し
た上で契約を締結できるよう、契約締結前に十分な時間的
余裕を持って重要事項説明書について十分な説明を行うこ
ととし、その際には説明を行った者及び説明を受けた者の

する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について
(平成12年3月30日付け老企第52号厚生省老人保健
福祉局長企画課長通知)の規定によるものに限られている
ことに留意すること。

(3) 食費、管理費等

ア・イ (略)

10. 契約内容等

(1) 契約締結に関する手続等

ア 契約に際して、契約手続、利用料等の支払方法などに
ついて事前に十分説明すること。特定施設入所者生活介護事
業者の指定を受けたホームにあつては、入居契約時には特
定施設入所者生活介護の提供に関する契約を締結しない場
合であっても、入居契約時に、当該契約の内容について十
分説明すること。

イ・ウ (略)

(2) (略)

(3) 重要事項の説明等

ア (略)

イ 重要事項説明書は、入居相談があつたときに交付するほ
か、求めに応じ交付すること。特に入居希望者に対しては
、設置者の概要、有料老人ホームの種類及び指定居宅サー
ビスの種類(当該有料老人ホームの設置主体が介護保険法
第70条の規定により指定された居宅サービスの種類(指
定居宅介護支援を含む。))。以下同じ。)、契約内容を十
分理解した上で契約を締結できるよう、契約締結前に十分
な時間的余裕を持って重要事項説明書について十分な説明
を行うこととし、その際には説明を行った者及び説明を受
けた者の署名を行うこと。

署名を行うこと。

(4) 体験入居

開設後においては、契約締結前に体験入居の途を設けること。

ア (略)

イ 募集広告等入居募集の際、誇大広告等により、入居者に不当に期待をいだかせたり、それによって損害を与えるようなことがないよう、実態と乖離のない正確な表示をするとともに、「有料老人ホーム等に関する不当な表示」(平成16年公正取引委員会告示第3号)を遵守すること。特に、介護が必要となった場合の介護を行う場所、介護に要する費用の負担、介護を行う場所が入居している居室でない場合の当該居室の利用権の存否等については、入居者に誤解を与えるような表示をしないこと。

(5) ・ (6) (略)

1.1. 情報開示

(1) 有料老人ホームの運営に関する情報

各有料老人ホームにおいて、老人福祉法第29条第4項の情報開示の規定を遵守し、重要事項説明書を書面により交付するとともに、パンフレット、重要事項説明書、契約書(特定施設入居者生活介護の提供に関する契約書を含む。)、管理規程等を公開するものとし、求めに応じ交付すること。

一時金を受領する施設にあっては、一時金が将来の居住費用、サービス費用に充てられるものであることから、貸借対照表及び損益計算書又はそれらの要旨についても、入居者及び入居希望者の求めに応じ閲覧に供すること。さらに、有料老人ホームの経営状況・将来見通しに関する入居者等の理解に資する観点から、事業収支計画についても閲覧に供するよう努めるとともに、貸借対照表等の財務諸表について、入居者等の求めがあればそれらの写しを交付するよう配慮すること。

(4) 体験入居

開設後においては、契約締結前に体験入居の途を設けること。

ア (略)

イ 募集広告等入居募集の際、誇大広告等により、入居者に不当に期待をいだかせたり、それによって損害を与えるようなことがないよう、実態と乖離のない正確な表示すること。特に、介護が必要となった場合の介護を行う場所、介護に要する費用の負担、介護を行う場所が入居している居室でない場合の当該居室の利用権の存否等については、入居者に誤解を与えるような表示をしないこと。

(5) ・ (6) (略)

1.1. 情報開示

(1) 有料老人ホームの運営に関する情報

各有料老人ホームにおいて、パンフレットの他、重要事項説明書、契約書(特定施設入所者生活介護の提供に関する契約書を含む。)、管理規程等を公開するものとし、求めに応じ交付すること。

一時金を受領する施設にあっては、一時金が将来の居住費用、サービス費用に充てられるものであることから、貸借対照表及び損益計算書又はそれらの要旨についても、入居者及び入居希望者の求めに応じ閲覧に供すること。さらに、有料老人ホームの経営状況・将来見通しに関する入居者等の理解に資する観点から、事業収支計画についても閲覧に供するよう努めるとともに、貸借対照表等の財務諸表について、入居者等の求めがあればそれらの写しを交付するよう配慮すること。

(2) (略)

別紙様式 (別紙のように改正する。)

別 表

有料老人ホームの類型及び表示事項

類型	類型の説明
介護付有料老人ホーム <u>(一般型特定施設入居者生活介護)</u>	<u>介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。</u> 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する <u>特定施設入居者生活介護</u> を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。 <u>(介護サービスは有料老人ホームの職員が提供します。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。)</u>
介護付有料老人ホーム <u>(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護)</u>	<u>介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。</u> 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する <u>特定施設入居者生活介護</u> を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。 <u>(有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。)</u>

(2) (略)

別紙様式 (略)

別 表

有料老人ホームの類型及び表示事項

類型	類型の説明
介護付有料老人ホーム	<u>介護や食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。</u> 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する <u>特定施設入所者生活介護</u> を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。 <u>(特定施設入所者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。)</u>

住宅型有料老人ホーム（注）	<u>生活支援等</u> のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となった場合、 <u>入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービス</u> を利用しながら当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能です。
健康型有料老人ホーム（注）	食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合には、契約を解除し退去しなければなりません。

（注）特定施設入居者生活介護の指定を受けていないホームにあっては、広告、パンフレット等において「介護付き」、「ケア付き」等の表示を行ってはいけません。

○介護付有料老人ホームの表示事項

表示事項		表示事項の説明
居住の権利形態（右のいずれかを表示）	<u>利用権方式</u>	<u>建物賃貸借契約及び終身建物賃貸借契約以外の契約の形態で、居住部分と介護や生活支援等のサービス部分の契約が一体となっているものです。</u>
	<u>建物賃貸借方式</u>	<u>賃貸住宅における居住の契約形態であり、居住部分と介護等のサービス部分の契約が別々になっているものです。入居者の死亡をもって契約を終了するという内容は有効になりません。</u>

住宅型有料老人ホーム（注）	<u>食事等</u> のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となった場合、訪問介護等の介護サービスを利用しながら当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能です。
健康型有料老人ホーム	食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合には、契約を解除し退去しなければなりません。

（注）特定施設入所者生活介護の指定を受けていないホームにあっては、広告、パンフレット等において「介護付き」、「ケア付き」等の表示を行ってはいけません。

○介護付有料老人ホームの表示事項

表示事項		表示事項の説明
居住の権利形態（右のいずれかを表示）	<u>賃貸方式</u>	<u>一般の賃貸住宅と同様に、家賃相当額を月払いする方式です。</u>
	<u>終身賃貸方式</u>	<u>高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づく終身建物賃貸借事業の認可を受けたものです。</u>

	<u>終身建物賃貸借方式</u>	<u>建物賃貸借契約の特別な類型で、都道府県知事から高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づく終身建物賃貸借事業の認可を受けたものです。入居者の死亡をもって契約を終了するという内容が有効です。</u>		<u>終身利用権方式</u>	<u>一時金方式による終身利用権です。</u>
<u>利用料の支払い方式</u>	<u>一時金方式</u>	<u>終身にわたって受領する家賃相当額等の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式</u>			
	<u>月払い方式</u>	<u>前払金を受領せず、家賃相当額等を月払いする方式</u>			
	<u>選択方式</u>	<u>入居者により、一時金方式と月払い方式のいずれかを選択できます。</u>			
入居時の要件 (右のいずれかを表示)	<u>入居時自立</u>	<u>入居時において自立である方が対象です。</u>	入居時の要件 (右のいずれかを表示)	<u>入居時自立</u>	<u>主たる入居者は、入居時において自立である方です。</u>
	<u>入居時要介護</u>	<u>入居時において要介護認定を受けている方(要支援認定を受けている方を除く)が対象です。</u>		<u>入居時要介護</u>	<u>主たる入居者は、入居時において介護が必要である方です。</u>
	<u>入居時要支援・要介護</u>	<u>入居時において要支援認定又は要介護認定を受けている方が対象です。</u>		<u>入居時自立・要介護</u>	<u>自立である方も介護が必要である方も入居できます。</u>
	<u>入居時自立・</u>	<u>自立である方も要支援認定・要</u>			

	<u>要支援・要介護</u>	<u>介護認定を受けている方も入居できます。</u>			
介護保険（※※に都道府県名を入れて表示）	※※県（市） <u>指定介護保険特定施設（一般型特定施設）</u> ※※県 <u>指定介護保険特定施設（外部サービス利用型特定施設）</u>	介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する <u>特定施設入居者生活介護サービス</u> を利用することができます。 <u>介護サービスは有料老人ホームの職員が提供します。</u> （注1） 介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する <u>特定施設入居者生活介護サービス</u> を利用することができます。 <u>有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。</u> （注1）	介護保険（※※に都道府県名を入れて表示）	※※県 <u>指定介護保険特定施設</u>	介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する <u>特定施設入所者生活介護サービス</u> を利用することができます。（注1）
介護居室区分（右のいずれかを表示。※には1～4の数値を表示）（注2）	全室個室 相部屋あり（※人部屋～※人部屋）	介護居室はすべて個室であるホームです。（注3） 介護居室はすべてが個室ではなく、相部屋となる場合があるホームをいいます。	介護居室区分（右のいずれかを表示。※には1～4の数値を表示）（注2）	全室個室 相部屋あり（※人部屋～※人部屋）	介護居室はすべて個室であるホームです。（注3） 介護居室はすべてが個室ではなく、相部屋となる場合があるホームをいいます。
<u>一般型特定施設である有料老人ホームの介護にかかわる職員体制（右のいずれか</u>	1.5：1以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員2人（要介護者1.5人に対して職員1人）以上の割合（年度ごとの平均値）で職員が介護に当たります。これは介護保険の <u>特定施設入居者</u>	介護にかかわる職員体制（右のいずれかを表示）（注4）	1.5：1以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員2人（要介護者1.5人に対して職員1人）以上の割合（年度ごとの平均値）で職員が介護に当たります。これは介護保険の <u>特定施設入所者</u>

を表示) (注 4)		<u>生活介護</u> の基準の2倍以上の人数です。
	2 : 1 以上	現在及び将来にわたって要介護者2人に対して職員1人以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。これは介護保険の <u>特定施設入居者生活介護</u> の基準の1.5倍以上の人数です。
	2.5 : 1 以上	現在及び将来にわたって要介護者5人に対して職員2人(要介護者2.5人に対して職員1人)以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。これは介護保険の <u>特定施設入居者生活介護</u> で、手厚い職員体制であるとして保険外に別途費用を受領できる場合の基準以上の人数です。
	3 : 1 以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員1人以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。介護保険の <u>特定施設入居者生活介護</u> のサービスを提供するために少なくとも満たさなければならない基準以上の人数です。
外部サービス	有料老人ホー	有料老人ホームの職員が安否確

		<u>生活介護</u> の基準の2倍以上の人数です。
	2 : 1 以上	現在及び将来にわたって要介護者2人に対して職員1人以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。これは介護保険の <u>特定施設入所者生活介護</u> の基準の1.5倍以上の人数です。
	2.5 : 1 以上	現在及び将来にわたって要介護者5人に対して職員2人(要介護者2.5人に対して職員1人)以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。これは介護保険の <u>特定施設入所者生活介護</u> で、手厚い職員体制であるとして保険外に別途費用を受領できる場合の基準以上の人数です。
	3 : 1 以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員1人以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。介護保険の <u>特定施設入所者生活介護</u> のサービスを提供するために少なくとも満たさなければならない基準以上の人数です。

<u>利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制（※に職員数、※※※※に介護サービス事業所の名称を入れて表示）（注5）</u>	<u>ムの職員※人委託先である介護サービス事業所訪問介護※※※※※※訪問看護※※※※※※通所介護※※※※※※</u>	<u>認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。</u>			
その他（右に該当する場合にのみ表示。※※※に提携先の有料老人ホームを入れて表示）	<u>提携ホーム利用可（※※※※ホーム）</u>	介護が必要となった場合、提携ホーム（同一設置者の有料老人ホームを含む）に住み替えて <u>特定施設入居者生活介護</u> を利用することができます。 <u>（注6）</u>	その他（右に該当する場合にのみ表示。※※※に提携先の有料老人ホームを入れて表示）	<u>提携ホーム移行型（※※※※ホーム）</u>	介護が必要となった場合、提携ホーム（同一設置者の有料老人ホームを含む）に住み替えて <u>特定施設入居者生活介護</u> を利用することができます。 <u>（注5）</u>

○住宅型有料老人ホームの表示事項

表示事項	表示事項の説明	
居住の権利形態（右のいずれかを表示）	<u>利用権方式</u>	<u>建物賃貸借契約及び終身建物賃貸借契約以外の契約の形態で、居住部分と介護や生活支援等のサービス部分の契約が一体となっているものです。</u>

○住宅型有料老人ホームの表示事項

表示事項	表示事項の説明	
居住の権利形態（右のいずれかを表示）	<u>賃貸方式</u>	<u>一般の賃貸住宅と同様に、家賃相当額を月払いする方式です。</u>

	<u>建物賃貸借方式</u>	<u>賃貸住宅における居住の契約形態であり、居住部分と介護等のサービス部分の契約が別々になっているものです。入居者の死亡をもって契約を終了するという内容は有効になりません。</u>		<u>終身賃貸方式</u>	<u>高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づく終身建物賃貸借事業の認可を受けたものです。</u>
	<u>終身建物賃貸借方式</u>	<u>建物賃貸借契約の特別な類型で、都道府県知事から高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づく終身建物賃貸借事業の認可を受けたものです。入居者の死亡をもって契約を終了するという内容が有効です。</u>		<u>終身利用権方式</u>	<u>一時金方式による終身利用権です。</u>
<u>利用料の支払い方式</u>	<u>一時金方式</u>	<u>終身にわたって受領する家賃相当額等の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式</u>			
	<u>月払い方式</u>	<u>前払金を受領せず、家賃相当額等を月払いする方式</u>			
	<u>選択方式</u>	<u>入居者により、一時金方式と月払い方式のいずれかを選択できます。</u>			
入居時の要件 (右のいずれかを表示)	入居時自立	<u>入居時において自立である方が対象です。</u>	入居時の要件 (右のいずれかを表示)	入居時自立	<u>主として入居時より自立である者を入居要件としているホームです。</u>
	入居時要介護	<u>入居時において要介護認定を受けている方(要支援認定を受け</u>		入居時要介護	<u>主として入居時より要介護である者を入居要件としているホー</u>

		<u>ている方を除く）が対象です。</u>			<u>ムです。</u>
	<u>入居時要支援・要介護</u>	<u>入居時において要支援認定又は要介護認定を受けている方が対象です。</u>		<u>入居時自立・要介護</u>	<u>自立である者も要介護である者も入居できるホームです。</u>
	<u>入居時自立・要支援・要介護</u>	<u>自立である方も要支援認定・要介護認定を受けている方も入居できます。</u>			
介護保険（右の事項を表示）	在宅サービス利用可	介護が必要となった場合、介護保険の在宅サービスを利用するホームです。	介護保険（右の事項を表示）	在宅サービス利用可	介護が必要となった場合、介護保険の在宅サービスを利用するホームです。
居室区分（右のいずれかを表示。※には1～4の数値を表示）	全室個室	介護が必要となった場合に介護サービスを利用するための居室は、一般居室又は個室の介護居室となります。	居室区分（右のいずれかを表示。※には1～4の数値を表示）	全室個室	介護が必要となった場合に介護サービスを利用するための居室は、一般居室又は個室の介護居室となります。
	相部屋あり（※人部屋～※人部屋）	介護が必要となった場合に介護サービスを利用するための居室は、相部屋となる場合があります。		相部屋あり（※人部屋～※人部屋）	介護が必要となった場合に介護サービスを利用するための居室は、相部屋となる場合があります。
その他（右に該当する場合にのみ表示。※※※に提携先の有料老人ホームを入れて表示）	提携ホーム移行型（※※※ホーム）	介護が必要となった場合、提携ホーム（同一設置者の有料老人ホームを含む）に住み替えて <u>特定施設入居者生活介護</u> を利用することができます。（注6）	その他（右に該当する場合にのみ表示。※※※に提携先の有料老人ホームを入れて表示）	提携ホーム移行型（※※※ホーム）	介護が必要となった場合、提携ホーム（同一設置者の有料老人ホームを含む）に住み替えて <u>特定施設入所者生活介護</u> を利用することができます。（注5）

注1) 入居者が希望すれば、当該有料老人ホームの特定施設入居者生活介護サービスに代えて、訪問介護等の介護サービスを利用することが可能です。

注2) 一般居室はすべて個室となっています。この表示事項は介護居室（介護を受けるための専用の室）が個室か相部屋かの区分です。従って、介護居室を特に設けず、一般居室において介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、「個室介護」と表示することになります。

注3) 個室とは、建築基準法第30条の「界壁」により隔てられたものに限ることとしていますので、一の居室をふすま、可動式の壁、収納家具等によって複数の空間に区分したものは個室ではありません。

注4) 介護にかかわる職員体制は、当該有料老人ホームが現在及び将来にわたって提供しようとする想定している水準を表示するものです。従って、例えば、現在は要介護者が少なく1.5:1以上を満たす場合であっても、要介護者が増えた場合に2.5:1程度以上の介護サービスを想定している場合にあっては、2.5:1以上の表示を行うこととなります。なお職員体制の算定方法については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第175条第1項第2号イ及び同第2項の規定によります。なお、「1.5:1」、「2:1」又は「2.5:1」の表示を行おうとする有料老人ホームについては、年度ごとに職員の割合を算定し、表示と実態の乖離がないか自ら検証するとともに、入居者等に対して算定結果及びその算定方法について説明することが必要です。

注5) 訪問介護、訪問看護及び通所介護以外のサービスについて、委託先のサービス事業所がある場合には、サービス区分及びサービス事業所の名称を表示することが必要です。

注6) 提携ホームには、老人保健施設、病院、診療所、特別養護老人ホーム等は含まれません。

注1) 入居者が希望すれば、当該有料老人ホームの特定施設入居者生活介護サービスに代えて、訪問介護等の介護サービスを利用することが可能です。

注2) 一般居室はすべて個室となっています。この表示事項は介護居室（介護を受けるための専用の室）が個室か相部屋かの区分す。従って、介護居室を特に設けず、一般居室において介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、「個室介護」と表示することになります。

注3) 個室とは、建築基準法第30条の「界壁」により隔てられたものに限ることとしていますので、一の居室をふすま、可動式の壁、収納家具等によって複数の空間に区分したものは個室ではありません。

注4) 介護にかかわる職員体制は、当該有料老人ホームが現在及び将来にわたって提供しようとする想定している水準を表示するものです。従って、例えば、現在は要介護者が少なく1.5:1以上を満たす場合であっても、要介護者が増えた場合に2.5:1程度以上の介護サービスを想定している場合にあっては、2.5:1以上の表示を行うこととなります。なお職員体制の算定方法については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第175条第1項第2号イ及び同第2項の規定によります。なお、「1.5:1」、「2:1」又は「2.5:1」の表示を行おうとする有料老人ホームについては、年度ごとに職員の割合を算定し、表示と実態の乖離がないか自ら検証するとともに、入居者等に対して算定結果及びその算定方法について説明することが必要です。

注5) 提携ホームには、老人保健施設、病院、診療所、特別養護老人ホーム等は含まれません。

別紙様式

重要事項説明書

	記入年月日	
記入者名	所属・職名	

1. 事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先		
事業主体の名称	法人等の種類	なし あり
	名称	(ふりがな)
事業主体の主たる事務所の所在地	〒	
事業主体の連絡先	電話番号	
	FAX 番号	
	ホームページアドレス	なし
		あり : http://
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名	
	職名	
事業主体の設立年月日		

事業主体が当該都道府県内で実施する他の介護サービス				
介護サービスの種類		事業所の名称		所在地
<居宅サービス>				
訪問介護	あり	なし		
訪問入浴介護	あり	なし		
訪問看護	あり	なし		
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	あり	なし		
通所リハビリテーション	あり	なし		
短期入所生活介護	あり	なし		
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし		
福祉用具貸与	あり	なし		
特定福祉用具販売	あり	なし		
<地域密着型サービス>				
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
居宅介護支援	あり	なし		
<居宅介護予防サービス>				
介護予防訪問介護	あり	なし		
介護予防訪問入浴介護	あり	なし		
介護予防訪問看護	あり	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
介護予防通所介護	あり	なし		
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし		
介護予防福祉用具貸与	あり	なし		
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし		
<地域密着型介護予防サービス>				
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
介護予防支援	あり	なし		
<介護保険施設>				
介護老人福祉施設	あり	なし		
介護老人保健施設	あり	なし		
介護療養型医療施設	あり	なし		

2. 施設概要

施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先		
施設の名称	(ふりがな)	
施設の所在地	〒	
施設の連絡先	電話番号	
	FAX 番号	
	ホームページアドレス	なし
		あり : http://
施設の開設年月日		
施設の管理者の氏名及び職名	氏名	
	職名	
施設までの主な利用交通手段		
施設の類型及び表示事項		
介護保険事業所番号		
特定施設入居者生活介護の事業の開始年月日又は開始予定年月日、指定又は許可を受けた年月日（指定又は許可の更新を受けた場合にはその年月日）		
事業の開始（予定）年月日		
指定の年月日		
指定の更新年月日		

3. 従業者に関する事項

職種別の従業者の人数及びその勤務形態						
有料老人ホームの人数及びその勤務形態						
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数
	専従	非専従	専従	非専従		
施設長						
生活相談員						
看護職員						
介護職員						
機能訓練指導員						
計画作成担当者						
栄養士						
調理員						
事務員						
その他従業者						
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						
※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。						
従業者である介護職員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数
	専従	非専従	専従	非専従		
社会福祉士						
介護福祉士						
介護職員基礎研修						
訪問介護員1級						
2級						
3級						
介護支援専門員						
従業者である機能訓練指導員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数
	専従	非専従	専従	非専従		
理学療法士						
作業療法士						
言語聴覚士						
看護師及び准看護師						
柔道整復士						
あん摩マッサージ指圧師						
夜勤を行う看護職員及び介護職員の数	最少時の人数（宿直の従事者を除いた人数）					
	平均時の人数					

特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者の人数及びその勤務形態						
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数
	専従	非専従	専従	非専従		
生活相談員						
看護職員						
介護職員						
機能訓練指導員						
計画作成担当者						
その他従業者						
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						
※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。						
従業者である介護職員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
社会福祉士						
介護福祉士						
介護職員基礎研修						
訪問介護員1級						
2級						
3級						
介護支援専門員						
従業者である機能訓練指導員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
理学療法士						
作業療法士						
言語聴覚士						
看護師及び准看護師						
柔道整復士						
あん摩マッサージ指圧師						
管理者の他の職務との兼務の有無						なし
管理者が有している当該業務に係る資格等	なし	あり	資格等の名称			
特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護職員及び介護職員の常勤換算方法による人数の割合						

従業者の当該介護サービスに係る業務に従事した経験年数等						
	看護職員		介護職員		生活相談員	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数						
前年度1年間の退職者数						
業務に従事した経験年数						
1年未満の者の人数						
1年以上3年未満の者の人数						
3年以上5年未満の者の人数						
5年以上10年未満の者の人数						
10年以上の者の人数						
	機能訓練指導員		計画作成担当者			
	常勤	非常勤	常勤	非常勤		
前年度1年間の採用者数						
前年度1年間の退職者数						
業務に従事した経験年数						
1年未満の者の人数						
1年以上3年未満の者の人数						
3年以上5年未満の者の人数						
5年以上10年未満の者の人数						
10年以上の者の人数						
従業者の健康診断の実施状況				なし	あり	

4. サービスの内容

施設の運営に関する方針			
介護サービスの内容、利用定員等			
個別機能訓練の実施（介護報酬の加算）の有無	なし	あり	
夜間看護体制加算（介護報酬の加算）の有無	なし	あり	
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	なし	あり	
利用者の個別的な選択による介護サービスの実施状況	別紙		
協力医療機関の名称			
	(協力の内容)		
協力歯科医療機関	なし	あり	その名称
	(協力の内容)		
要介護時における居室の住み替えに関する事項			
	要介護時に介護を行う場所		

入居後に居室を住み替える場合		
一時介護室へ移る場合		
判断基準・手続について (その内容)		
追加的費用の有無	なし	あり
居室利用権の取扱い (その内容)		
入居一時金償却の調整の有無	なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無	なし	あり
従前居室との仕様の変更		
便所の変更の有無	なし	あり
浴室の変更の有無	なし	あり
洗面所の変更の有無	なし	あり
台所の有無	なし	あり
その他の変更の有無	なし	あり
(その内容)		
介護居室へ移る場合		
判断基準・手続について (その内容)		
追加的費用の有無	なし	あり
居室利用権の取扱い (その内容)		
入居一時金償却の調整の有無	なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無	なし	あり
従前居室との仕様の変更		
便所の変更の有無	なし	あり
浴室の変更の有無	なし	あり
洗面所の変更の有無	なし	あり
台所の有無	なし	あり
その他の変更の有無	なし	あり
(その内容)		

その他	なし	あり
判断基準・手続について (その内容)		
追加的費用の有無	なし	あり
居室利用権の取扱い (その内容)		
入居一時金償却の調整の有無	なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無	なし	あり
従前居室との仕様の変更		
便所の変更の有無	なし	あり
浴室の変更の有無	なし	あり
洗面所の変更の有無	なし	あり
台所の有無	なし	あり
その他の変更の有無 (その内容)	なし	あり
施設の入居に関する要件		
自立している者を対象	なし	あり
要支援の者を対象	なし	あり
要介護の者を対象	なし	あり
留意事項		
契約の解除の内容		
体験入居の内容		
入居定員		
その他		

入居者の状況

入居者の人数（報告に関する計画の基準日の前月末日）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
65歳未満						
65歳以上75歳未満						
75歳以上85歳未満						
85歳以上						
	自立	要支援1	要支援2	経過的要介護		合計
65歳未満						
65歳以上75歳未満						
75歳以上85歳未満						
85歳以上						

入居者の平均年齢

入居者の男女別人数	男性		女性	
-----------	----	--	----	--

入居率（一時的に不在となっている者を含む。）

前年度の有料老人ホーム又は軽費老人ホームを退居した者の人数	
-------------------------------	--

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
自宅等						
社会福祉施設						
医療機関						
死亡者						
その他						
	自立	要支援1	要支援2	経過的要介護		合計
自宅等						
社会福祉施設						
医療機関						
死亡者						
その他						

入居者の入居期間

入居期間	6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上
入居者数						

施設、設備等の状況						
建物の構造	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物			なし	あり	
	建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物			なし	あり	
居室の状況	区分			室数	人数	1の居室の床面積
	一般居室個室	あり	なし			m ²
	一般居室相部屋	あり	なし			m ²
						m ²
						m ²
	介護居室個室	あり	なし			m ²
	介護居室相部屋	あり	なし			m ²
						m ²
					m ²	
一時介護室	あり	なし			m ²	
共用便所の設置数				うち男女別の対応が可能な数		
				うち車椅子等の対応が可能な数		
個室の便所の設置数				個室における便所の設置割合		
				うち車椅子等の対応が可能な数		
浴室の設備状況	浴室の数	個浴	大浴槽	特殊浴槽	リフト浴	
その他、浴室の設備に関する事項						
食堂の設備状況						
入居者等が調理を行う設備状況				なし	あり	
その他、共用施設の設備状況						
なし				あり : (その内容)		
バリアフリーの対応状況						
(その内容)						
緊急通報装置の設置状況	なし		一部あり		各居室内にあり	
外線電話回線の設置状況	なし		一部あり		各居室内にあり	
テレビ回線の設置状況	なし		一部あり		各居室内にあり	
施設の敷地に関する事項						
敷地の面積						
事業所を運営する法人が所有		なし		一部あり		あり
抵当権の設定				なし		あり
貸借(借地)						
なし		あり		契約期間	始	終
				契約の自動更新		なし
						あり
施設の建物に関する事項						
建物の延床面積						
事業所を運営する法人が所有		なし		一部あり		あり
抵当権の設定				なし		あり
貸借(借家)						
なし		あり		契約期間	始	終
				契約の自動更新		なし
						あり

利用者からの苦情に対応する窓口等の状況			
事業主体や施設に設置している利用者からの苦情に対応する窓口			
窓口の名称			
電話番号			
対応している時間	平日		
	土曜		
	日曜・祝日		
定休日等			
上記以外の利用者からの苦情に対応する主な窓口等			
窓口の名称			
電話番号			
対応している時間	平日		
	土曜		
	日曜・祝日		
定休日等			
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応			
損害賠償責任保険の加入状況			
なし	あり	（その内容）	
その他、介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関すること			
なし	あり	（その内容）	
サービスの提供内容に関する特色等			
（その内容）			
利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等			
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況			
なし	あり	実施した年月日	
		当該結果の開示状況	なし あり
第三者による評価の実施状況			
なし	あり	実施した年月日	
		実施した評価機関の名称	
		当該結果の開示状況	なし あり

5. 利用料金

年齢により一時金の料金が異なる場合		なし	あり
一時金に関する費用			
①居室に要する一時金（一般居室や介護居室、共用部分の利用のための家賃相当額に充当されるもの）		なし	あり
名称		最低の額	最高の額
	人の入居の場合	円	円
		最低の額	最高の額
	人の入居の場合	円	円
		最低の額	最高の額
	人の入居の場合	円	円
一時金の償却に関する事項			
償却開始	入居をした月	なし	あり
	上記以外	(その内容)	
初期償却率 (%)			
償却年月数			
解約時返還金の算定方法			
保全措置の実施状況		なし	あり
		⋮ (その内容)	
②利用者の選定による介護サービス利用料 (人員配置が手厚い場合の介護サービス)		なし	あり
「あり」の場合、その内容及び利用料 「あり」の場合、介護保険給付及び利用者負担分による収入によって賄えない額に充当するものとしての合理的な積算根拠			
		なし	あり
名称			
一時金の償却に関する事項			
償却開始	入居をした月	なし	あり
	サービス提供を開始した月	なし	あり
	上記以外	(その内容)	
初期償却率 (%)			
償却年月数			
解約時返還金の算定方法			
保全措置の実施状況		なし	あり
		⋮ (その内容)	

③利用者の個別的な選択による介護サービス利用料		なし	あり
(「あり」の場合、その内容及び利用料)			
名称			
一時金の償却に関する事項			
償却開始	入居をした月	なし	あり
	サービス提供を開始した月	なし	あり
	上記以外	(その内容)	
初期償却 (%)			
償却年月数			
解約時返還金の算定方法			
保全措置の実施状況			
なし	あり	(「あり」の場合、その内容)	
④その他に要する一時金		なし	あり
(「あり」の場合、その内容及び利用料)			
名称			
解約時返還金の算定方法			
保全措置の実施状況			
なし	あり	(「あり」の場合、その内容)	
一時金に対する留意事項等			
なし	あり	(「あり」の場合、その内容)	

介護保険給付以外のサービスに要する費用			
月額の場合の利用料の額			
管理費	なし	あり	円
(「あり」の場合、その用途)			
食費	なし	あり	円
(「あり」の場合、その内容)			
光熱水費	なし	あり	円
利用者の個別的な選択による介護サービス利用料			
人員配置が手厚い場合の介護サービス	なし	あり	
(「あり」の場合、その内容及び利用料)			
「あり」の場合、介護保険給付及び利用者負担分による収入によって賄えない額に充当するものとしての合理的な積算根拠			なし
			あり
個別的な選択による介護サービス	なし	あり	
(「あり」の場合、その内容及び利用料)			
家賃相当額	なし	あり	円
その他に必要な月額利用料		なし	あり
(「あり」の場合、その内容及び利用料)			
その他、一時金及び利用料以外に必要な利用料		なし	あり
(「あり」の場合、その内容及び利用料)			

添付書類：「介護サービス等の一覧表」

※ _____ 様

説明年月日 平成 年 月 日

説明者署名 _____

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

別 添

介護サービス等の一覧表

	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス		特定施設入居者生活介護費、各種一時金、月額の利用料等で、実施するサービス		別途利用料を上徴した上で、実施するサービス		備 考
	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
介護サービス							
食事介助	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
排泄介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
おむつ代	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
入浴（一般浴）介助・清拭	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
特浴介助	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
身辺介助（移動・着替え等）	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
機能訓練	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
通院介助（協力医療機関）	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
通院介助（協力医療機関以外）	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
生活サービス							
居室清掃	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
リネン交換	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
日常の洗濯	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
入居者の嗜好に応じた特別な食事	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
おやつ	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
理美容師による理美容サービス	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
買い物代行（通常の利用区域）	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
買い物代行（上記以外の区域）	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
役所手続き代行	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
金銭・貯金管理	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
健康管理サービス							
定期健康診断	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
健康相談	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
生活指導・栄養指導	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
服薬支援	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
入退院時・入院中のサービス							
移送サービス	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
入退院時の同行（協力医療機関）	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
入退院時の同行（協力医療機関以外）	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり	なし	あり	

老 発 第 0 3 3 1 0 2 3 号
平成 1 8 年 3 月 3 1 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の施行に伴う通知の廃止について

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第79号）附則第2条の規定により、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百九十四条に規定する講習会を指定する省令」（平成14年厚生労働省令第121号）が廃止され、それに伴い、「福祉用具専門相談員指定講習会の指定について」（平成11年6月9日老発437号厚生省老人保健福祉局長通知）を平成18年3月31日をもって廃止することとしたので、御了知の上、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

また、福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与並びに特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売については、「介護保険法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第77号）及び「介護保険法施行令等の一部を改正する政令」（平成18年政令第154号）の施行に伴い、平成18年4月1日以降は、介護保険法施行令第3条の2の規定に基づき、同条第1項に規定する福祉用具専門相談員から、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われることとなり、同条同項第10号に規定する都道府県知事が行う福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定については、同条第2項及び第3項、介護保険法施行規則第22条の31、第22条の32、第22条の33及び第22条の34並びに「介護保険法施行規則第二十二條の三十三第二号の厚生労働大臣が定める講習の内容」（平成18年厚生労働省告示第269号）において規定されているところである。

なお、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百九十四条に規定する講習会を指定する省令により指定されている講習会については、介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第18条第1項及び「介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第十八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者」（平成18年厚生労働省告示第318号）により、平成18年4月1日に介護保険法施行令第3条の2第1項第10号の指定を受けたものとみなされることとなるので、御了知の上、その運用に遺憾のないようにされたい。

老振発第0331008号

平成18年3月31日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局振興課長

「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」
等の一部改正について

「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企発第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）及び「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の様式について」（平成11年12月8日老企第31号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）について、介護保険法（平成9年法律第123号。）等の改正及び利用者主体の介護サービス計画を作成する観点から、今般、別添のとおり改めることとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図られたい。

(別添)

第1 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日老企発第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)の一部改正

1 別紙1を次のように改める。

- (1) 第1表の「要介護状態区分」欄中、「要支援・」を削る。
- (2) 第2表中、「援助目標」を「目標」に改める。
- (3) 第6表及び第7表の上段右側の「作成年月日 年 月 日」を削る。
- (4) 第7表の「要介護状態区分」欄及び「変更後要介護状態区分変更日」欄中、「要支援」を削る。
- (5) 第8表の「サービス種類」の欄に、「夜間対応型訪問介護」、「認知症対応型通所介護」及び「認知症対応型共同生活介護」を加える。
- (6) 居宅サービス計画書記載要領2の②中、「援助目標」を「目標」に改め、同記載要領に次のように加える。

「⑧ 福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のサービスを必要とする理由

福祉用具貸与又は特定福祉用具販売を居宅サービス計画に位置付ける場合においては、「生活全般の解決すべき課題」・「サービス内容」等に当該サービスを必要とする理由が明らかになるように記載する。

なお、理由については、別の用紙(別葉)に記載しても差し支えない。」

- (7) 同記載要領6中、「援助目標」を「目標」に改める。

2 別紙2を次のように改める。

- (1) 第2表中、「援助目標」を「目標」に改める。
- (2) 第7表の上段右側の「作成年月日 年 月 日」を削る。
- (3) 施設サービス計画書記載要領2の②中、「援助目標」を「目標」に改める。
- (4) 同記載要領7中、「援助目標」を「目標」に改める。

3 別紙3を次のように改める。

- (1) IIの1中、「介護保険法第7条第18項」を「介護保険法第8条第21項」に改める。
- (2) IIの2中、「介護保険法第7条第20項」を「介護保険法第8条第23項」に改める。
- (3) IVの1の⑭中、「法第27条(要介護認定)第8項第1号、第2号及び法第32条(要支援認定)第4項第1号、第2号」を「法第27条(要介護認定)第5項第1号、第2号」に改める。
- (4) IVの2の②中、「援助目標」を「目標」に改め、IVに次のように加える。

「⑧ 福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のサービスを必要とする理由

[理由]

福祉用具については、利用者の心身の状況に合わない福祉用具が提供されることで自立を妨げてしまうおそれもあり、自立支援の観点から、適切な福祉用具が選定され利用されるように、福祉用具を必要とする理由を把握することが重要である。

[記載要領]

福祉用具貸与又は特定福祉用具販売を居宅サービス計画に位置付ける場合においては、「生活全般の解決すべき課題」・「サービス内容」等に当該サービスを必要とする理由が明らかになるように記載する。

なお、理由については、別の用紙（別葉）に記載しても差し支えない。」

(5) IVの6中、「援助目標」を「目標」に改める。

(6) VIの1の②中、「要支援」を削除し、「」を削る。

第2 「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の様式について」（平成11年12月8日老企第31号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正

1 通知中、「、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護」を「及び特定施設入居者生活介護」に改める。

作成年月日 年 月 日

第 1 表

居 宅 サ ー ビ ス 計 画 書 (1)

初回・紹介・継続

認定済・申請中

利用者名 _____ 殿 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 住所 _____

居宅サービス計画作成者氏名 _____

居宅介護支援事業者・事業所名及び所在地 _____

居宅サービス計画作成（変更）日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 初回居宅サービス計画作成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

認定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 認定の有効期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日～ _____ 年 _____ 月 _____ 日

要介護状態区分 要支援 — 要介護 1 ・ 要介護 2 ・ 要介護 3 ・ 要介護 4 ・ 要介護 5

利用者及び家族の生活に対する意向 _____

介護認定審査会の意見及びサービスの種類の指定 _____

総合的な援助の方針 _____

生活援助中心型の算定理由 1. 一人暮らし 2. 家族等が障害、疾病等 3. その他 (_____)

○ 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月11日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

改 正 案	現 行
<p>(別紙1) (居宅サービス計画書記載要領)</p> <p>(略)</p> <p>1 第1表:「居宅サービス計画書(1)」 (略)</p> <p>2 第2表:「居宅サービス計画書(2)」</p> <p>① (略)</p> <p>②「目標(長期目標・短期目標)」 「長期目標」は、基本的には個々の解決すべき課題に対応して設定するものである。ただし、解決すべき課題が短期的に解決される場合やいくつかの課題が解決されて初めて達成可能な場合には、複数の長期目標が設定されることもある。 「短期目標」は、解決すべき課題及び長期目標に段階的に対応し、解決に結びつけるものである。 緊急対応が必要になった場合には、一時的にサービスは大きく変動するが、目標として確定しなければ「短期目標」を設定せず、緊急対応が落ち着いた段階で、再度、「長期目標」・「短期目標」の見直しを行い記載する。 なお、抽象的な言葉ではなく誰にもわかりやすい具体的な内容で記載することとし、かつ目標は、実際に解決が可能と見込まれるものでなくてはならない。</p> <p>③～⑦ (略)</p> <p>⑧ <u>福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のサービスを必要とする理由</u> <u>福祉用具貸与又は特定福祉用具販売を居宅サービス計画に位置付け</u></p>	<p>(別紙1) (居宅サービス計画書記載要領)</p> <p>(略)</p> <p>1 第1表:「居宅サービス計画書(1)」 (略)</p> <p>2 第2表:「居宅サービス計画書(2)」</p> <p>① (略)</p> <p>②「援助目標(長期目標・短期目標)」 「長期目標」は、基本的には個々の解決すべき課題に対応して設定するものである。ただし、解決すべき課題が短期的に解決される場合やいくつかの課題が解決されて初めて達成可能な場合には、複数の長期目標が設定されることもある。 「短期目標」は、解決すべき課題及び長期目標に段階的に対応し、解決に結びつけるものである。 緊急対応が必要になった場合には、一時的にサービスは大きく変動するが、目標として確定しなければ「短期目標」を設定せず、緊急対応が落ち着いた段階で、再度、「長期目標」・「短期目標」の見直しを行い記載する。 なお、抽象的な言葉ではなく誰にもわかりやすい具体的な内容で記載することとし、かつ目標は、実際に解決が可能と見込まれるものでなくてはならない。</p> <p>③～⑦ (略)</p>

る場合においては、「生活全般の解決すべき課題」・「サービス内容」等に当該サービスを必要とする理由が明らかになるように記載する。
なお、理由については、別の用紙（別業）に記載しても差し支えない。

3～5 （略）

- 6 **第6表**：「居宅介護支援経過」
モニタリングを通じて把握した、利用者やその家族の意向・満足度等、目標の達成度、事業者との調整内容、居宅サービス計画の変更の必要性等について記載する。
漫然と記載するのではなく、項目毎に整理して記載するように努める。

7・8 （略）

（別紙2）

（施設サービス計画書記載要領）

（略）

1 （略）

2 **第2表**：「施設サービス計画書（2）」

① （略）

② 「目標（長期目標・短期目標）」

「長期目標」は、基本的には個々の解決すべき課題に対応して設定するものである。ただし、解決すべき課題が短期的に解決される場合やいくつかの課題が解決されて初めて達成可能な場合には、複数の長期目標が設定されることもある。

「短期目標」は、解決すべき課題及び長期目標に段階的に対応し、解決に結びつけるものである。

緊急対応が必要になった場合には、一時的にサービスは大きく変動

3～5 （略）

- 6 **第6表**：「居宅介護支援経過」
モニタリングを通じて把握した、利用者やその家族の意向・満足度等、援助目標の達成度、事業者との調整内容、居宅サービス計画の変更の必要性等について記載する。
漫然と記載するのではなく、項目毎に整理して記載するように努める。

7・8 （略）

（別紙2）

（施設サービス計画書記載要領）

（略）

1 （略）

2 **第2表**：「施設サービス計画書（2）」

① （略）

② 「援助目標（長期目標・短期目標）」

「長期目標」は、基本的には個々の解決すべき課題に対応して設定するものである。ただし、解決すべき課題が短期的に解決される場合やいくつかの課題が解決されて初めて達成可能な場合には、複数の長期目標が設定されることもある。

「短期目標」は、解決すべき課題及び長期目標に段階的に対応し、解決に結びつけるものである。

緊急対応が必要になった場合には、一時的にサービスは大きく変動